

令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨時における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動に関する
検証委員会の組織及び運営に関する要綱

制定 令和 7 年 1 0 月 1 日 市長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例第 2 条第 2 項の規定に基づく市長の附属機関を定める規則（平成 2 9 年規則第 1 号）第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨時における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動に関する検証委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 令和 7 年 8 月 1 0 日からの大雨災害発災時における水防本部・災害警戒本部の体制及び活動の検証に関すること。
- (2) 検証結果を踏まえた実効性のある組織体制と仕組みの構築に資する取組の提言に関すること。
- (3) その他審議会の設置目的を達成するために市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める所掌事務を終えるまでとする。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の議事のために必要があると認められるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(開催方法の特例)

第7条 会長は、次に掲げる場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会を開くことができる。この場合において、議事の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分留意するものとする。

(1) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開會場所への参集が困難と判断される実情がある場合

(2) やむを得ない事由により委員会の開會場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開會の求めがある場合

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。

(書面審議)

第8条 会長は、緊急の必要があり会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の内容を記載した書面を各委員に送付し、会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回答した委員については、当該期日に会議に出席したものとみなす。

2 第6条第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第3項中「出席委員」とあるのは「会長が指定する期日までに審議結果を回答した委員」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第9条 会議は、公開により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず会議を行うことができる。

(1) 審議において熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議する場合

(2) 委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決された場合

3 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務局行政管理部総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。